

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 1/2566

เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อบรรเทาผลกระทบจากแนวทางการจัดเก็บภาษีรูปแบบใหม่

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 1/2566 号

件名：新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置

経済協力開発機構 (OECD) の新たな徴税方法 (Global Minimum Tax) に対応し、かつタイ国が投資を呼び込み、大規模な多国籍企業の生産拠点を維持する能力を保つため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 32 条に基づき、投資委員会が投資奨励の恩典を変更するための条件および基準について以下のとおり公表する。

1. すでに投資奨励を受けている事業の場合

条件

- (1) 申請前の会計期間における総収入金額 (Consolidated Group Revenue) が以下のいずれかの条件を満たす多国籍企業に該当する被奨励者
 - (1.1) 280 億バーツ以上
 - (1.2) 会計期間が 12 か月未満の場合、その会計期間の日数に応じて計算した平均額が 280 億バーツ以上
 - (1.3) 歳入局長布告による国別報告書 (Country-by-Country Report) に基づく届出者に該当する
- (2) 本措置に基づいて奨励を申請する日において、投資委員会が公表している投資奨励対象業種ですでに奨励を受けている事業であること
- (3) 事務局が定めた効率向上措置、草の根経済投資奨励措置、地域および社会開発のための投資奨励措置など、すでに実施されている事業を奨励する措置に基づいて奨励を受けている事業ではないこと

- (4) 法人所得税の限度額と免除期間が1年以上残っており、恩典を変更する申請をしなければならない。ただし、恩典変更が許可された後の変更はできない。
- (5) 本措置に基づいて恩典変更の許可を受けた者は、奨励決議の通知を受けた日から1か月以内に返答し、奨励証書発行に関する書類を1か月以内に提出しなければならない。また、法人所得税の免税の恩典が終了する前に奨励証書を発行しなければならない。
- (6) 投資委員会の布告に定められない限り、本措置に基づいて恩典の変更が許可された事業は、後に他の奨励措置による追加の恩典を受けることはできない。

恩典

- (1) 第32条に基づき、投資から生じる利益に対し、通常50%の割合で法人所得税を免除する。ただし、免除期間は残りの第31条又は第31/1条に基づく法人所得税免除期間年数と第35(1)条によってこれまで受けていた法人所得税免除期間を合わせた年数の2倍を超えないものとする。ただし、このふたつの免除期間は合計10年を超えないものとする。
- (2) 第32条に基づく法人所得税免除期間
 - (2.1) 投資奨励を受けている事業が最初の収入を既に得ていた場合、法人所得税免除期間は奨励証書を受領した後に収入を得た日から算出する。ただし、従前の事業の奨励証書に基づく法人所得税免除の恩典は、新しい奨励証書の発行日をもって終了する。
 - (2.2) 投資奨励を受けている事業がまだ最初の収入を得ていない場合、法人所得税免除期間は、最初の収入を得た日から算出する。
- (3) 他の恩典は、これまで投資奨励を受けていた事業に残り、同様に受けることができる。

2. 新しく投資奨励を申請する事業の場合

条件

- (1) 申請前の会計期間における総収入金額 (Consolidated Group Revenue) が以下のいずれかの条件を満たす多国籍企業に該当する被奨励者
 - (1.1) 280億パーツ以上
 - (1.2) 会計期間が12か月未満の場合、その会計期間の日数に応じて計算した平均額が280億パーツ以上
 - (1.3) 歳入局長布告による国別報告書 (Country-by-Country Report) に基づく届出者に該当する
- (2) 奨励を申請をする日において、投資委員会が公表している投資奨励対象業種であること
- (3) 奨励を申請をする段階で、恩典を法人所得税免除か法人所得税減税として受

けるかを意思表示すること

- (3.1) 奨励を申請する段階で恩典を法人所得税免除とした場合、被奨励者は後に投資委員会事務局に恩典を変更するための申請をしなければならない。ただし、すでに奨励を受けている事業が恩典を変更する場合と同じ条件と基準に従わなければならない。
- (3.2) 奨励を申請する段階で、恩典を法人所得税減税とした場合、再度、法人所得税に関する恩典の方法を変えることはできない。
- (4) 投資委員会の布告に定められない限り、本措置に基づいて恩典の変更が許可された事業は、後に他の奨励措置による追加の恩典を受けることはできない。

恩典

- (1) 第 32 条に基づき、投資から生じる利益に対し、通常 50% の割合で法人所得税を免除する。ただし、第 31 条および第 31 条/1 に基づく法人所得税の免除期間と第 35 条(1) に基づく法人所得税の減税期間を合わせた期間の 2 倍を超えないものとする。なお、これらの期間は投資委員会布告第 8/2565 件名：投資奨励政策および基準、および投資委員会布告第 9/2565 件名：国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置、によって受けた恩典から計算される。ただし、このふたつの免除期間は合計 10 年を超えないものとする。

- (2) 他の恩典は、投資委員会布告第 8/2565 件名：投資奨励政策および基準、および投資委員会布告第 9/2565 件名：国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置、に基づいて受けられるものとする。
3. ガイドライン発行および恩典の変更に関して事業に対する適切な条件設定を含め、現在奨励を受けているすべての投資規模の事業について本措置に基づく恩典の変更を許可する権限を事務局に付与する。

なお、仏暦 2566 年（西暦 2023 年）3 月 20 日より有効とする。

公布日 仏暦 2566 年（2023 年）5 月 16 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長